

# 訪問看護重要事項説明書

様に対する指定訪問看護サービスについて、ご理解いただきたい内容を説明いたします。ご不明な点があれば、遠慮なく質問をしてください。「重要事項説明書」は、介護保険法、医療保険法の規定に基づき、ご注意していただきたいことを説明するものです。

## 1 茂原訪問看護ステーションの概要

開設法人	医療法人社団東光会
代表者氏名	中村 毅
事業所名	茂原訪問看護ステーション
介護保険指定番号	1263190014
管理者	平澤 朋子
所在地	〒297-0035 千葉県茂原市下永吉 796 番地
連絡先	電話番号 0475-25-8661 FAX 番号 0475-25-8663
サービス提供地域	茂原市、白子町、長柄町、長南町、睦沢町、長生村、一宮町 上記以外 ステーションを基準とし半径 20 km圏内とする
系列病院	医療法人社団東光会 茂原中央病院 レパ 卜入院等の受け入れも対応。(情報診療提供と診察等が必要)
その他病院	主治医が指示書を発行していただければどこの医療機関からでも訪問をいたします。

☆上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

## 2 事業所の営業日及び営業時間

営業日	365 日対応しています
備考	月～金曜日 :必要数の看護職員の配置となります 土・日曜日 :看護師 1 名の配置となります 祝日 :平日より縮小し、医療処置者を優先いたします
営業時間	8:30 ~ 17:00 17:00 以降は時間外対応となります。
※緊急時加算を算定している場合は 24 時間の対応が可能となります。	

## 3 事業の目的と運営方針

ステーションの理念
“よかった” のために あらゆる人生の選択を共に考え、寄り添い、意見を尊重し、最期まで支援します。
事業の目的
在宅療養を行っている方々の病状に応じた適切な看護を提供し、家庭においてより安定した療養生活を送れるよう、主治医やケアマネジャー、サービス提供事業者等と連携を図りながら支援いたします。
運営の方針
1) 利用者様とご家族に寄り添い、意思を尊重し、その人がその人らしく在宅療養が継続できるよう安全と安心を提供いたします。 2) 事業の実施にあたっては、関係市町村・保健・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 3) 事業者の職員は質の高い看護を提供できるよう、知識、技術の習得のみならず、自己研鑽に努めます

#### 4 事業所の職員体制

職	資格	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	管理業務全般 訪問看護	1名		1名
訪問看護師	看護師	訪問看護業務全般	6名	3名	9名
	准看護師	訪問看護業務全般		2名	2名
ケアマネジャー		ケアプラン作成	4名		4名
事務職員		レプト業務 その他	2名		2名
※准看護師は計画・報告書の作成はできません			合計		18名

R6年8月時点

#### 5 提供するサービス内容

訪問看護計画の作成
主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、本人の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供
訪問看護計画に基づき訪問看護を提供します。
①健康状態の観察・疾病予防・悪化の防止支援
1)体温、血圧、脈拍、酸素飽和度の測定・聴診等
2)異常の早期発見と対応
②栄養・食事摂取のケア
1)食事の介助方法、形態の指導、補助食品の紹介など
③排泄のケア
1)排便コントロール(内服の調整、摘便)
2)尿量、性状の確認
3)おむつの使用方法、交換の実施

#### ④清潔のケア

- 1)清拭・入浴・シャワー浴介助による全身保清
- 2)足浴、手浴、洗髪等の部分保清
- 3)口腔ケア、爪切り、着替え、シーツ交換など

#### ⑤療養環境の整備・療養生活への助言

- 1)福祉用具・介護用品等の相談

#### ⑥リハビリテーション

- 1) 理学療法士、作業療法士の訪問もできます。
- 2) 日常生活動作維持、移動の介助、拘縮予防など

#### ⑦医療的な処置・管理（主治医の指示による処置）

- 1) ケーテル管理(膀胱留置・胃ろう・腎ろう・経鼻栄養など)
- 2) 褥瘡(床ずれ)・創傷の処置
- 3) 医療機器の管理(人工呼吸器・在宅用輸液ポンプ、在宅酸素など)
- 4) 末梢点滴注射、皮下点滴注射、インスリン注射、採血など
- 5) 浣腸、導尿、膀胱洗浄など

#### ⑧他サービスとの連携と相談

- 1)医師・ケアマネジャーとの連携
- 2)訪問介護、訪問入浴、デイサービス、ショートステイ先との連携
- 3)サービス活用の相談や紹介

#### ⑨ターミナルケア・看取り

- 1)最期まで自宅で過ごせるよう支援します
- 2)在宅医の紹介や連携をします
- 3)24時間対応をします(条件あり)

#### ⑩介護者の支援

- 1)介護方法の指導や不安、相談の援助
- 2)家族の精神的援助

#### ⑪ 特別訪問看護指示書による医療保険での訪問

- 1)要件あり ※別紙参照 P20

## 6 看護師の禁止行為及び解除権に伴う行為

訪問看護師ができないこと・禁止行為
<p>① 本人又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などのお預かりはいたしません。</p> <p>※訪問看護で必要な書類等は除きます</p> <p>② 看護師が本人又はご家族に対して個人的な買い物やおつかいはできません。</p> <p>※処置等の物品で緊急を要する場合や看護師が必要とした場合を除く</p> <p>③ 本人又は家族からの金銭、物品、飲食の授受</p> <p>④ 本人の同居家族に対するサービスの提供</p> <p>※当ステーションと契約している同居家族の場合であっても、サービスに該当する内容であれば、訪問看護療養費が発生します。</p> <p>⑤ 居宅での飲酒、喫煙、飲食</p> <p>⑥ 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為</p> <p>※利用者、第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く</p> <p>⑦ 本人又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為</p> <p>⑧ 本人又はご家族を訪問車に乗せての移動はできません</p> <p>⑨ 上記の項目以外で訪問看護師ができないと判断した場合、管理者に相談の上、管理者の判断によりお断りする場合があります。</p> <p>※ご家族、ケアマネージャー、医師等と相談させていただき対応方法を検討はさせていただきます。</p> <p>⑩ 緊急要請時に救急車への同乗や病院までの付き添いはできません。</p> <p>家族が来るまでのお付き添いなども長時間となりますとご対応困難な場合があります。</p> <p>やむを得ず付き添いとなる場合は、有償サービスの対応になる場合がございます。</p> <p>⑪ 外来への同席やお付き添いも原則できません。但し、医師の指示により関係職種が集まる場合等、必要に応じて対応することがあります。(退院前カフリス等)</p>
解除権に伴う行為・対応について
<p>1) ご利用者様による暴言や暴力、訪問看護師が身の危険を感じる行為があった場合は、サービスを停止、改善が認められない場合は終了させていただきます。</p>

- 2) 訪問看護師の心身への影響についても上記に該当するものとする。
- 3) 前項については、職員の安全が確保できない場合、サービス提供が困難であると管理者が判断した場合、直ちに終了させていただく場合もあります。
- 4) 身体変化、訪問看護サービスによる内容から逸脱した電話相談はお受けできません。
- 5) 上記、電話が頻回となり業務上に影響を伴う場合、サービスを停止、改善が認められない場合は終了させていただきます。
- 6) 当グループの方針、管理者の判断により終了をする場合は速やかに関係職種と連携を図ってまいります。
- 7) 嫌がらせ、誹謗中傷、セハラ、写真や動画撮影につきましても常識を逸脱する行為に該当するものとする。防犯カメラ、見守りカメラ等については該当しないものとします。しかし、その撮影がサービス提供の監視目的や証拠映像目的としての活用のためである場合は常識に逸脱した行為とさせていただきます。
- 8) 解除の際には、後任の事業所の紹介に努めます。しかし、事業所には限りがございますので、見つからない場合はございます。必要な措置を講じてとなりますが、解除に至った状況によっては、後任が決定する前にサービスを終了させていただく場合があります。

## 7 利用料及び加算について

- 1) 介護保険                    別紙3 参照
- 2) 予防介護保険            別紙4 参照
- 3) 医療保険                   別紙5 参照
- 4) 加算の同意欄            別紙にあり

訪問看護の提供を受けるにあたって、契約時点での加算についてすべての説明を受け、加算算定めることに同意いたします。ただし、契約後に発生した加算については別紙にて再度説明と同意をいただくことにいたします。

## 8 保険外請求内容(自費)

### 1) 交通費

ステーションから自宅までの距離が10 km以上の場合一律 250 円/回とする。

※Google マップ を使用し最短距離を基準とする

## 2) ご自宅での看取りに関する費用

死後の訪問について

医師の死亡確認後は、保険での訪問費算定ができません。

死亡確認後、必要な処置等がある場合、有償サービスの長時間訪問看護サービス料金としてご請求させていただきます。※別紙参照

エンゼルケアをご希望された場合は下記料金をいただきます。

エンゼルケア(死亡後処置) ※別紙参照

平日	10,000 円 + 交通費
日曜・祝日・12/31~1/3	13,000 円 + 交通費

## 3) キャンセル料

訪問時不在の場合に発生 (2 回目からご請求します)	2,000 円
-------------------------------	---------

## 9 利用料の支払いに関する事項

### 1) 口座振替による支払いとなります。

引き落とし日は毎月 27 日になります。(振替日が休日の場合は 28 又は 29 日となります)

※引き落としの手続きにお時間がかかります。利用開始の時期により 2 か月後から引き落としになることがございます。その場合、2 か月まとめてご請求又は利用開始月のみ現金での徴収も可能です。

### 2) 現金での支払いをご希望の方はお申しで頂ければご対応いたします。

※やむを得ない理由がある場合に限りです。原則として、引き落とし又は、振り込みでお願いしております。(当グループとして現金の取り扱いを原則しない方針となりました)

### 3) 領収書は 4 日以降に引き落としがご確認できるため、4 日以降の訪問時に訪問看護師が持参いたします。大切に保管をお願いいたします。

※万が一、領収書を紛失してしまい、医療費控除等の対象で領収書が必要になった場合有料にて領収証明書を発行いたします。但し過去の領収書の控えを照合するのに時間がかかるため、依頼されてすぐにお渡しすることはできません。くれぐれも領収書を紛失しないようお願いいたします。

領収証明書 1 通につき 1,050 円

- 4) お引き落としができなかった場合、翌月に合算してご請求をさせていただきます。
- 5) ご利用料金を3か月以上滞納された場合につきましては下記の対応をとします。
  - ・月遅れでも支払いの意思があるかのご確認をさせていただきます。
  - ・支払い困難な場合もご相談ください。訪問が継続できるよう連携を図ってまいります。早めのご相談をお願いいたします。
  - ・支払いが困難となったとき連帯保証人等を求めさせていただきます。連帯保証人等が支払いの責任を負っていただきます。利用者負担分の不払い分をご請求対象といたします。極度額は50万円とします。連帯保証人につきましては、契約時に署名を頂きます。ご変更時はお申し出ください。
- 6) 第12条に基づき、訪問終了した場合も口座からの引き落としとなります。引き落としができない場合や手続きが間に合わなかった場合、現金でのお支払いだった場合等、口座振り込みでのお支払いとなります。請求額については郵送いたします。

#### 【振り込み先】

りそな銀行 茂原支店 普通 1177847 医療法人社団 東光会

#### 10 災害時について

##### 1. 地震が発生した時

長生郡市内にて震度4以上を観測した場合、状況等を確認したうえで、危険と判断した場合は、サービスの中止・中断をする場合があります。安全が確認できしだい訪問看護サービスを再開いたします。

##### 2. 台風や大雨による災害

長生郡市内にて「警戒レベル3」または「警戒レベル3相当」が発令された場合は、サービスを休止させていただきます。訪問時は、最低限のケアをした後、退出させていただきます。発令後は、解除になるまで24時間対応による緊急訪問も休止となります。

##### 3. 災害時の緊急訪問について

緊急であっても訪問看護師の安全が確保できない訪問はできません。電話相談は可能ですが、通信障害等が起きる可能性もございます。その時は、119番通報によるご対応をお願いいたします。救急隊から情報を求められた場合は、自宅ファイルにある「看護記録I」をお渡ししてください。

##### 4. 訪問ができなかった場合の振り替えについて

災害発生後、安全が確認でき次第訪問を調整させていただきます。医療優先度の高い方から訪問をさせていただきます。当ステーションの基準にて優先度は決めさせていただきます。(家族背景、疾患、医療機器



使用、お身体の状態等を用いて判断します)緊急時の対応となりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 11 流行性感染症等の発生時

- 1) 利用者又はご家族等が感染となった場合は、感染対策を講じたうえで訪問をさせていただきます。ご利用者又はご家族等にも感染対策に協力してもらうことがあります。訪問看護師の指示に従ってご対応をお願いします。

※ご対応していただけない場合は、訪問を控えさせていただく場合がございます。

- 2) 訪問のお時間を変更させていただくことがあります。感染拡大のリスクを最小限にする対策のためです。ご協力をお願いします。
- 3) 職員又は職員家族の感染確認時も、受診させ感染に準じた指示期間お休みとなります。そのため急遽、訪問スケジュールを調整させていただく可能性がございます。
- 4) 感染症に関しては、指示内容が変わることが予測できるため、状況に合わせて変更してまいりますので指示に従ってください。

## 12 ステーションからのお願いごと

- 1) 交通事情などにより、訪問時間が5~10分ほど前後することがあります。予定時間より15分以上前後する場合はご連絡を致します。
- 2) 訪問スタッフは、指定することはできません。配置の考慮は致しますが、スタッフにも限りがございます。1人しか対応できない状況等になった場合などは他事業所へのご紹介なども検討させていただく場合がございます。安全かつ継続した看護が提供できるよう、数名で関わらせていただきます。ご理解の程、お願い致します。
- 3) 緊急対応や複数名での対応をさせていただくため、看護師は同行し、ケアを共有させていただきます。同行訪問については、複数名加算はかかりません。
- 4) 緊急訪問や災害時など全職員が共有できるよう、自宅外観の写真撮影、物品配置の写真配置、ケア内容の動画撮影等、個人情報の取り扱いに注意し、事務所でのみ共有とさせていただきます。災害時など外部へ情報が必要な場合は、同意をいただき、許可をいただいたときのみ提供をします。訪問看護契約終了時は、情報は責任をもって当ステーションで削除いたします。
- 5) 育成研修のため、学生が訪問看護師に同行し、見学をお願いしております。お願いする場合は、ご確認と同意を頂いたうえで、同行させていただきます。
- 6) 訪問時のお茶やお心遣いは、お断りするよう職員に徹底しております。
- 7) 運営評価や研修目的等によるアンケートなどをお願いすることがあります。ご依頼の際はご協力をお願い

いたします。

- 8) 訪問看護師のサービス内容以外のご依頼はお控えください。内容によっては、有償サービスのご利用とさせていただきます場合があります。 ※「6、看護師の禁止事項」の記載事項参照

### 13 自費料金の発生

- 1) 交通費は自費となります。
- 2) 医療保険対象で特別管理加算の対象者は、週1回長時間(90分)を超えた訪問は加算で対応できます。加算の時間に規定がありません。ステーションとして30～60分程度までの滞在を想定したご提案となります。週2回以上は自費となります。
- 3) 介護保険の利用者で限度額を越えた場合は自費となります。
- 4) 訪問看護サービス内容以外の事項で利用者をご希望した場合。  
※料金については「訪問看護の有償サービスについて」参照
- 5) 訪問をお休みされる場合は、前日から訪問時間前までには、ご連絡をください。訪問をしてご不在の場合、キャンセル料が発生いたします。

サービス契約締結に当たり、重要事項説明書の内容をご説明させていただきました。説明を受け同意致します

同意日 令和 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 代筆者 氏名 \_\_\_\_\_